

心身障害者医療費助成（マル障）制度のご案内

平成 31 年 1 月 1 日から、心身障害者医療費助成（マル障）制度の対象に、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が加わります。

同封の申請書類に、精神手帳のコピーと健康保険証のコピーを添え、返信用封筒を使用し郵送で申請してください。認定された方には、12 月 20 日以降に郵送で受給者証をご自宅に送付します。

心身障害者医療費助成制度（マル障）制度の概要

対象...精神手帳 1 級で、世田谷区に住民登録がある 65 歳未満（ ）の方

平成 31 年 6 月末までの経過措置として、手帳交付日が平成 30 年 12 月 31 日以前でかつ平成 31 年 1 月 1 日時点で有効な精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方は、65 歳以上であってもマル障を申請できます。

世田谷区に住民登録が無い場合でも、定められた施設に入所しており、世田谷区から介護給付費（施設入所支援または療養介護）・東京都から障害児入所給付費が支給されている場合はお問合せください。

内容...医療保険の対象となる医療費の自己負担分について助成します。

助成は、所得に応じて「自己負担分一部負担(1 割)」か「全額負担(0 割)」になります。

窓口負担が 1 割の方の 1 ヶ月の負担限度額

外来 14,000 円（なお、年間上限 144,000 円）

入院 57,600 円（なお、多数回の場合 44,400 円）

入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成対象外です。

自立支援医療はマル障に優先して適用されます。なお、マル障との併用は可能です。

制限...以下に当てはまる方は対象となりませんのでご注意ください。

- ・所得制限基準額（裏面参照）を超えている方
- ・生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている方
- ・後期高齢者医療費助成制度の被保険者で、かつ住民税が課税されている方
- ・他区市町村で医療費助成制度の対象となっている方

マル障申請の方法（平成 30 年 11 月 1 日より事前申請受付を開始します）

下記 ~ の書類を、返信用封筒に切手を貼り郵送してください（窓口でのお預かりも可能です）。

マル障受給者証交付申請書

同意書

... は記入例を参考に記入・押印ください。

精神障害者保健福祉手帳 1 級（申請日時点かつ平成 31 年 1 月 1 日有効）のコピー

健康保険証のコピー（申請者本人分のみ）

- ・平成 30 年 1 月 1 日現在世田谷区にお住まいでなかった方は、課税証明書が必要になる場合がございます。該当の場合はお問い合わせください。
- ・平成 31 年 1 月 31 日までに申請した場合、31 年 1 月に受ける医療から助成されます。それ以降は、申請した月の初日から助成を開始します。
- ・平成 30 年 12 月 15 日までに申請書が区に届いた方については、12 月 20 日以降に受給者証を郵送します。

所得制限基準額について

申請者本人()の前年所得額から表Aの金額を控除した金額が、表Bを越えている場合、受給できません。

申請者が20歳未満の場合、世帯主又は社会保険の被保険者等の所得を確認します。

(表A) 控除の種類と金額

| 控除の種類 | 控除額 | 備考 |
|--------------------|------|----------------------------|
| 雑損控除 | 相当額 | |
| 医療費控除 | 相当額 | |
| 社会保険料控除 | 相当額 | 本人所得の場合 8万円 世帯主所得の場合 |
| 小規模共済等掛金控除 | 相当額 | |
| 配偶者特別控除 | 相当額 | 上限38万円 |
| 障害者控除 | 27万円 | 本人所得の場合除く |
| 特別障害者控除 | 40万円 | 本人所得の場合除く |
| 寡婦控除 | 27万円 | |
| 特別寡婦控除 | 35万円 | |
| 勤労学生控除 | 27万円 | |
| 肉用牛の売却の 農業所得の免除 | 相当額 | |
| 特例控除 | 相当額 | |

(表B) 所得制限限度額表

| 扶養 | 限度額 |
|----|------------|
| 0人 | 3,604,000円 |
| 1人 | 3,984,000円 |
| 2人 | 4,364,000円 |
| 3人 | 4,744,000円 |
| 4人 | 5,124,000円 |
| 5人 | 5,504,000円 |

限度額に加算されるもの

- ・老人控除対象配偶者、老人扶養親族1人につき10万円
- ・特定扶養親族等(16歳以上19歳未満を含む)1人につき25万円

申請後の注意事項(マル障受給者証の更新について)

- ・マル障受給者証は、1年更新となります(毎年9月に、新受給者証をご自宅に送付します)。加えて、精神手帳の更新のたび、マル障の更新申請も行う必要があります。
- ・手帳の有効期限が到来する3か月前ほどに、更新案内の文書を送付しますので、お忘れなくお手続きください。

申請・問い合わせ先 12月15日頃までに郵送してください。

同封の返信用封筒に切手を貼り、申請書類(表面参照)を下記に郵送してください。

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 (世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口)

障害福祉担当部 障害施策推進課 事業担当 電話(5432)2388 FAX(5432)3021

下記窓口で申請書類をお預かりすることもできます。

世田谷保健福祉センター 保健福祉課 障害支援担当 電話(5432)2865 FAX(5432)3049

北沢保健福祉センター 保健福祉課 障害支援担当 電話(6804)8727 FAX(6804)8813

玉川保健福祉センター 保健福祉課 障害支援担当 電話(3702)2092 FAX(5707)2661

砧保健福祉センター 保健福祉課 障害支援担当 電話(3482)8198 FAX(3482)1796

烏山保健福祉センター 保健福祉課 障害支援担当 電話(3326)6115 FAX(3326)6154